

中小企業振興基本条例普及啓発事業 業務委託先募集要項

1 事業の趣旨

中小企業は、その事業所数及び従業者数等において、県内の産業と雇用を支える存在であるが、中小企業経営者も含め、そうしたことに対する認識は非常に低い。このため、本県において平成 24 年 10 月 16 日に公布・施行した「愛知県中小企業振興基本条例」の普及と併せて、こうした事実についても啓発を図ることで、条例が期待する中小経営者の自主的な経営努力等を促すことを目的とする。

2 事業名

平成 24 年度緊急雇用創出事業基金事業 中小企業振興基本条例普及啓発事業実施委託業務

3 事業内容

「愛知県中小企業振興基本条例」及びその背景となった中小企業の存在価値等に関する普及啓発資料の作成を行い、これを活用して中小企業を構成員とする団体等への訪問啓発活動を行うとともに、一般向けの P R イベントを開催する。

なお、事業内容の詳細については、「中小企業振興基本条例普及啓発事業実施委託業務仕様書（案）」を参照のこと。

(1) 中小企業団体への訪問啓発活動

ア 普及啓発資料（2 種）のデザイン及び印刷

以下の 2 種類の普及啓発資料について、基本的な色遣いやロゴデザイン・イラスト等について、統一して作成する。

a 中小企業の存在意義についてのパンフレット又はリーフレット（4 ページ程度）

b 中小企業振興基本条例に関する啓発冊子（1 2 ページ程度）

イ 訪問普及啓発

アで作成した啓発資料を活用し、県内中小企業団体への訪問啓発活動を実施する。

また、(2) の P R イベントの開催前の期間中においては、同イベントについても周知を図る。

(2) P R イベント開催業務

中小企業の存在意義やそれを採り上げた条例が成立したことを普及啓発する催事（P R イベント）を県内において 1 回以上開催する。

(3) 事業記録作成業務

ア 上記（1）、（2）に掲げる事業の記録（訪問啓発活動の記録、記録写真、新聞の掲載記事等）を作成し、報告書にとりまとめる（紙媒体 3 部、電子媒体 Word 形式：CD-R 1 枚）。

4 事業実施の要件

本事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」に規定する要件を順守するほか、県が定める要件に基づいて実施するものとする。

主な要件については、以下のとおり。

- (1) 当該事業のために新たに失業者を雇用すること。
- (2) 失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、労働諸法を遵守すること。(ex. 完全歩合(完全出来高)制は認められません。)
- (3) 新たに雇用する失業者(以下「新規雇用失業者」という。)の人数は6人以上(※)とすること。
- (4) 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は51.4%以上とすること。
注1 人件費とは、賃金のほか、通勤手当、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.05を乗じた額となります。
- (5) 本契約は概算契約であり、新規雇用失業者の人件費について、実支出額が契約時に予定した金額(契約書の別紙「雇用等に関する事項」に記載した金額)を下回る場合、その差額分を契約金額から減額すること。
- (6) 新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。また、雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること
- (7) 受託者は、新規雇用失業者が過去において他の緊急雇用創出事業により雇用された期間と通算して1年以内となることを確認する義務を負うこと。
- (8) 新規雇用失業者の1か月あたりの勤務予定日数は少なくとも15日以上とし、同一の者を2か月以上雇用する場合は、勤務する月が連続していること。
- (9) 新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務予定時間数は少なくとも6時間以上とすること。
- (10) 契約締結時において、受託者が想定する新規雇用失業者の雇用期間を契約書に記載し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。
- (11) 新規雇用失業者及び既雇用者が業務に従事する場合、業務日誌等によりその従事状況(日数、勤務時間数、勤務時間、従事内容)が把握できるように書類を整備すること。
- (12) 新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込みを行うこと。また、民間求人誌等による他の求人活動を併用することも可。
- (13) 前記(1)から(12)の条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。
- (14) 契約締結後速やかに新規雇用予定者数、雇用予定期間等を報告すること。
- (15) 事業期間中、雇用状況等の調査をする場合があること。
- (16) 事業完了検査において、受託者に対して失業者等の雇用に関する実績報告の提

出義務があること。

- (17) 事業完了検査において、受託者に対して労働関係帳簿等（履歴書、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）の閲覧、写しの提出等を求めることがあること。
なお、本基金事業は平成 31 年度まで会計検査院の検査対象事業となるので、事業終了後についても関係書類を保管し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は最大限協力する義務を負うこと。
- (18) 委託事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (19) 委託事業を行う事業主に対する委託費の支給と同一の事由により支給要件を満たすことになることとなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給はできないものとする。
- (20) 事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格または効用の増加価格が 50 万円未満のものとし、50 万円以上の財産の取得は認めないものとする。なお、50 万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。
- (21) 委託事業の再委託は原則として不可とするが、事業の遂行上、県が必要と認める場合は可能であること。

5 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成 24・25 年度入札参加資格者名簿の「大分類 3. 役務の提供」に登載され、取扱業務内容が「中分類 03 映画等製作・広告・催事－小分類 02 広告－細分類 01 広告企画・代行」かつ、「同 小分類 03 催事」であって、「細分類 01 イベント企画」、「02 会場設営」、「03 展示」の全てに該当すること。
- (2) 事業を円滑に遂行するため、愛知県内に事業所を持つこと。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しないものでないこと、また、6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者でないこと。
- (8) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

6 募集期間

平成 24 年 11 月 5 日（月）から平成 24 年 11 月 16 日（金）まで

7 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

9, 574千円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。
（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。）

(4) 契約期間

契約締結日から平成24年3月15日（金）までとする。

(5) 委託費の対象経費

ア 人件費（給与、賃金、通勤手当、法定福利厚生費、消費税及び地方消費税）

イ 物件費（交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、その他事業に必要な諸経費、消費税及び地方消費税等）

(6) 委託費の支払条件

原則、事業終了後の清算払いとする。

(7) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を超えることは認めない。また、提案内容を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

8 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、以下により企画提案書を提出する。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式1）

(イ) 添付資料

- ・ 定款又は寄付行為
- ・ 会社の概要がわかる資料（会社パンフレット等）
- ・ 決算報告書（直近2か年のもの）
- ・ 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）

イ 提出部数 各7部（正1部、副6部）

ウ 提出期限

平成24年11月16日（金）午後5時（必着）

※この期限までに全ての必要書類の提出がないものは受け付けない。

エ 提出方法

持参もしくは郵送

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 提出書類は、別添様式1掲載の注意事項に留意して、わかりやすく簡潔に記載すること。

イ 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は、1事業者1案とする。

エ 提出書類は返却しない。

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県産業労働部産業労働政策課 広報・企画調整グループ 担当：柴田

電話 052-954-6330（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6329

(4) 応募に関する問い合わせ先

問い合わせは、電子メールにて、sanro-seisaku@pref.aichi.lg.jp まで、メールのタイトルを「中小企業振興基本条例普及啓発事業に関する問い合わせ」として、送信すること。

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、別に定める審査委員会において審査を行い選定する。選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、提案書に基づく書面審査のほか、必要に応じてプレゼンテーション審査を行う場合がある。その場合には、別途連絡する。また、審査期間中に、追加の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。これらの場合の費用は、応募者の負担とする。

(2) 審査項目

審査においては、以下の項目について評価する。

ア 事業実施体制

(ア) 本事業の実施に対して、適切な要員、体制か。

(イ) 新規雇用者の採用計画は妥当なものか。

イ 事業実施内容、方法

(ア) 訪問啓発の計画について

- ・訪問先の候補及び訪問件数は十分な効果を期待できるものか。
- ・事前調整を含めた訪問スケジュールは妥当なものか。

(イ) 普及啓発資料の作成について

本事業の趣旨を理解した提案となっているか。(類似事業での成果物を提示した場合、当該事業の目的に整合したものとなっているか)

(ウ) P R イベントの開催計画について

- ・規模、会場、開催時期、プログラムは妥当なものか。
- ・基調講演等を行う登壇者の提案は適切か。
- ・一般参加者の獲得に向けた催事開催の周知広報は効果的なものか。

(エ) 実施スケジュールについて

- ・全体のスケジュールは適切なものか。
- ・作業の分担等は実現可能かつ効率的なものか。

(オ) 独自の提案について

上記(ア)から(エ)について、現実的かつ独自の提案があるか。

ウ 見積金額の妥当性

人件費、物件費等の積算が具体的かつ適切な単価で計上されているか。

(3) 決定

審査委員会において採択提案を決定する。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

審査委員会において採択提案に選定されたものと委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成24年11月16日 | 企画提案書の提出期限 |
| 11月下旬 | 審査委員会による審査 (必要に応じてプレゼンテーション実施) |
| 11月下旬 | 委託先の決定、契約 |
| 平成25年3月15日 | 実績報告書等の納品 |